

○届出人に対する書面交付の本実施について

平成25年3月27日刑企乙達第34号、
生企乙達第42号、地乙達第32号、
交企乙達第27号、公乙達第22号
石川県警察本部長から部課署長あて

対号1 平成24年9月18日付け刑企甲達第106号、生企甲達第113号、地甲達第96号、交企甲達第88号、公甲達第71号「迅速・確実な被害の届出の受理について（通達）」

対号2 平成24年9月18日付け刑企乙達第107号、生企乙達第114号、地乙達第97号、交企乙達第89号、公乙達第72号「届出人に対する書面交付の試行実施について（通達）」

被害の届出人に対する書面交付については、対号1及び対号2に基づき、試行的に実施しているところであるが、この度、下記のとおり、本制度を試行実施から本実施に移行することとしたので、各所属は事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号2は平成25年4月1日をもって廃止する。

記

1 本実施日

平成25年4月1日

2 書面交付対象事件

被害の届出を受理した事件のうち、「石川県警察被害者連絡実施要領の全部改正について（通達）」（平成19年3月1日付け捜一甲達第12号ほか）に定める被害者連絡対象事件を除いたものを対象とする。

なお、被害者連絡対象事件については、前記「被害者連絡実施要領」に基づき、事件担当捜査員が被害者に対して課係及び氏名を教示した上、確実に、刑事手続及び犯罪被害者のための制度等の必要事項の連絡を行うこと。

3 実施方法

被害の届出を受理した際に、届出人に対し本書面交付制度について説明し、交付を希望した者に対して、別添1の様式に届出の日時、連絡先等を記載した書面を交付する。

4 留意事項

当該書面は、届出人の警察への問合せ、連絡等の円滑を図る方策として、あくまでも届出人の便宜のため交付するものであり、警察証明の類の書面ではないので、誤解を受けることのないよう配意すること。

5 参考事項

被害者連絡対象事件一覧を別添2として添付する。

別添 1

届出の 年月日：平成 年 月 日
時 間：午 前・後 時 分

あなたが届出をした件について、警察に問い合わせをする場合は

警察署 課 係
(電話番号 — — 内線)

にご連絡下さい。

- ※1 お問い合わせの際には、届出の日時、被害にあわれた方のお名前、被害の日時等をお伝え下さい。
- ※2 この書面は、被害届の受理証明ではありません。

----- 切り取り -----

届出の 年月日：平成 年 月 日
時 間：午 前・後 時 分

あなたが届出をした件について、警察に問い合わせをする場合は

警察署 課 係
(電話番号 — — 内線)

にご連絡下さい。

- ※1 お問い合わせの際には、届出の日時、被害にあわれた方のお名前、被害の日時等をお伝え下さい。
- ※2 この書面は、被害届の受理証明ではありません。

別添 2

被害者連絡対象事件一覧

○ 身体犯

- 1 殺人罪
- 2 強盗致死傷罪
- 3 強盗強姦罪及び強盗強姦致死罪
- 4 強姦罪
- 5 強制わいせつ罪
- 6 準強制わいせつ罪及び準強姦罪
- 7 集団強姦罪
- 8 強制わいせつ致死傷罪
- 9 未成年者略取及び誘拐罪
- 10 営利目的等略取及び誘拐罪
- 11 身の代金目的略取及び誘拐罪
- 12 所在国外移送目的略取及び誘拐罪
- 13 人身売買罪
- 14 逮捕及び監禁罪
- 15 逮捕等致死傷罪
- 16 傷害致死罪
- 17 傷害罪のうち被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- 18 その他、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの

○ 重大な交通事故事件

死亡ひき逃げ事件、ひき逃げ事件、交通死亡事故、全治3か月以上の重傷を負った事故、危険運転致死傷罪に該当する事件